

協議の対象となる建築物 公共的建築物

区分	公共的建築物	協議対象公共的建築物
1 学校等施設	幼稚園、小・中・高等学校、大学、専修学校など	すべての施設
2 医療等施設	病院または診療所、助産所、施術所など	すべての施設
3 興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場など	すべての施設
4 集会施設	集会場(冠婚葬祭施設を含む。)、公会堂など	すべての施設
5 展示施設等	展示場など	すべての施設
6 物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケット、コンビニエンスストアなど	すべての施設
7 宿泊施設	ホテル、旅館など	すべての施設
8 事務所	保健所、税務署、その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	すべての施設
	事務所(他の施設に付属するものを除く。)	500㎡以上
9 共同住宅等	共同住宅、寄宿舎、下宿など	1,000㎡以上
10 福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設など	すべての施設
11 運動施設または遊技場等	体育館、水泳場など	すべての施設
	ボウリング場、遊技場など	300㎡以上
12 文化施設	博物館、美術館、図書館など	すべての施設
13 公衆浴場	公衆浴場	すべての施設
14 飲食店等	飲食店	すべての施設
	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールなど	300㎡以上
15 サービス店舗等	理髪店、銀行、学習塾など	すべての施設
16 工業施設	工場など	1,000㎡以上
17 車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合いの用に供するもの		すべての施設
18 自動車関連施設	自動車の車庫	500㎡以上
	自動車修理工場、自動車洗車場	200㎡以上
	給油取扱所、自動車教習所	すべての施設
19 公衆便所	公衆便所	すべての施設
20 公共用歩廊	公共用歩廊	1,000㎡以上
21 地下街	地下街など	1,000㎡以上
22 複合施設	1の項から21の項までに掲げる公共的建築物の複合建築物	1,000㎡以上

協議申請について

協議対象となる用途および規模の公共的建築物を建築(新築、増築、改築、用途変更、大規模な修繕、大規模な模様替え)する場合は、あらかじめ区長に申請して、当該建築等についての協議が必要です。協議に当たっては、バリアフリー法に定めのない、よりきめ細かな内容について、規則等に定める整備基準、配慮指針を踏まえ、区長は助言、指導を行い、すべての人が安全かつ円滑に施設を利用できるような、バリアフリー整備を図ります。

また、区長は整備状況の水準を示す「水準証」を交付します。